

# 衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 30. 5. 15 第 196 回国会第 18 号

5 月 15 日（火）、第 18 回の委員会が開かれました。

## 1 厚生労働関係の基本施策に関する件

・加藤厚生労働大臣、牧原厚生労働副大臣、新妻文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 池田真紀君（立憲）

- ・平成25年度労働時間等総合実態調査に不適切なデータが含まれていた問題で精査結果が提出されたことについて厚生労働大臣の所見を伺いたい。
- ・生活扶助費の第一類の年齢区分について、見直しにより18歳と64歳が同じ区分となるのはおかしいのではないかと、更に見直す考えはないのか。
- ・今回の生活扶助基準の改定は、引下げありきで、年齢区分の見直し等において恣意的な変更が行われていることから、再度、検証をやり直すべきではないか。

### 尾辻かな子君（立憲）

- ・平成25年度労働時間等総合実態調査のデータの精査結果における一般労働者の1日の平均労働時間を伺いたい。
- ・厚生労働省が、医療扶助における後発医薬品の使用を努力義務とする通知を、平成25年の生活保護法改正案の成立前に発出したのは不適切だったのではないかと。
- ・福祉事務所の事務的ミスによる生活扶助の返還金についても国税徴収の例により徴収することができるようにすることは不適切であり、削除すべきではないかと。

### 初鹿明博君（立憲）

- ・聞き取りという不正確な平成25年度労働時間等総合実態調査はやり直すとともに、労働政策審議会労働条件分科会において、再集計したデータについて意見を聴取する必要があるのではないかと。
- ・一人親世帯の毎月の支出管理に資するよう、児童扶養手当の毎月支給に向けて工夫する必要があるのではないかと。
- ・生活保護に係る入学準備金の範囲内に合わせ、公立小中

学校の標準服等の価格に上限を設定すべきではないのか、文部科学省に伺いたい。

### 岡本充功君（国民）

- ・後発医薬品の利用を促進するに当たり、医療費の大半が税と保険料によって負担されていることを考えれば、自己負担の有無によって生活保護受給者とそれ以外の被保険者を区別する理由はなくなっていくのではないかと。
- ・就労自立給付金の上限額は低すぎるのではないかと、また積立期間の6か月は短すぎるのではないかと。
- ・全体の診療件数に比べて生活保護受給者の割合が高い医療機関の実態を調査すべきではないかと。
- ・高度プロフェッショナル制度の対象労働者が長時間労働により過労死した場合、労働基準監督署は使用者に対して指導できるのか。

### 高橋千鶴子君（共産）

- ・生活保護受給者の生活実態を踏まえて、改定後の生活保護基準は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するものと考えているか。
- ・後発医薬品使用の原則化は生活保護受給者に対する差別そのものであり、安価で安全な後発医薬品の普及が目的なら国民全体で取り組むべきではないかと。
- ・小田原市の生活保護業務の担当職員が10年間不適切な文章が記載されているジャンパー等を着用して業務を行っていた事案について、厚生労働省が不適切と考えている点及び再発防止策を伺いたい。